

# 令和2年4月1日より、 貸付事由が拡大されます！

## 教育貸付

「就学の準備」に係る費用及び教育機関へ直接支払を行わない費用も貸付けの対象となりました。

例) 受験料／学校が統一的に指定する制服・鞆・教材等の購入費用  
／通学定期の購入費用／就学に伴う移転費用／予備校・塾の  
入学金・授業料 等

## 医療貸付

「介護」に係る費用も貸付けの対象となりました。

例) 介護福祉施設への入居一時金／福祉車両の購入費用  
／車椅子・介護用ベッド等の介護用品の購入又はレンタル  
費用／訪問介護の費用 等

## 特別住宅貸付

増改築、修繕に要する費用が、新たに貸付けの対象となりました。

■福祉事業>貸付事業に掲載の「概要一覧」についてもご確認ください。

■詳細については、各支部及び各所属所の貸付担当者へお問い合わせください。